

## 社会福祉法人北海道家庭学校 令和5年度事業計画

### 運営の基本方針

児童自立支援施設北海道家庭学校は、児童福祉法に規定する「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う」ことを目的に、児童の健全育成と自立に向けた支援を行っている。

近年は家庭や地域における子育て機能の低下など児童を取り巻く環境が変化し、被虐待児童や発達障害のある児童、心理的ケアを必要とする児童の入所が増えている。

本校においては、受け入れた児童一人ひとりが抱える問題の背景や要因を深く理解した上、「社会福祉法人北海道家庭学校運営規程」に基づき、「小舎夫婦制」による運営を基本として児童の自立支援と感化教育の実践に努める。

職員においては、「北海道家庭学校倫理綱領」を基本姿勢として、自ら資質向上に努めるとともに、児童の最善の利益を図り、人権尊重と権利擁護のもと指導・支援することを基本方針とする。

また、社会的養護を担う児童福祉施設を退所した児童等で、社会経済的な影響や、家庭環境・生育環境等の複雑な事情から、自立した生活を送るためのさらなる支援を必要とする年長児童等の自立支援を目的に開設した児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）「がんばうホーム」を利用する児童一人ひとりが自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、「児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）がんばうホーム運営規程」に基づき、日常生活や就業等の支援とともに地域社会への働きかけにも努める。

職員は「自立援助ホーム「がんばうホーム」倫理綱領」を基本姿勢として、たえず資質の向上に励み、児童等の最善の利益を図り、人権擁護や自己決定の尊重のもと、社会での自立に向けた成長を見守り支援することを基本方針とする。

### 令和5年度重点目標

#### 第1章 児童自立支援施設北海道家庭学校

##### 1. 職員体制について

※ 令和5年度の組織体制は別紙のとおりとする。

## 2. 職員の資質の向上について

職員研修規程に基づき、社会人、職業人、組織人としての総合的な資質・能力の向上を図り、社会の信頼に応えうる人材の育成に努める。

## 3. 児童の状況について

(令和5年4月1日見込み)

	小学生	中学生	中卒生	計
石上館	3	3	1	7
掬泉寮	2	4	1	7
楽山寮	—	6	—	6
計	5	13	2	20

## 4. 望の岡分校との連携について

入所児童の生活を安定させ、指導効果をより高めるためにも、望の岡分校との連携を深めることは不可欠である。分校は毎年度異動により新たな教員を迎えるため、家庭学校長は、新年度の早い時期に分校教員を対象とする児童自立支援施設への理解を深める講義を実施するなど、相互の情報共有を的確に行う努力を継続する。

毎朝の教務室でのミーティングをはじめ、日常的に情報交換に努めるとともに、特に、各種行事や午後の作業班活動は分校との協働による取組が高い効果を生むことから、施設職員は、活動内容の創意工夫などに率先して取り組む。

## 5. 年長児童に対する支援について

義務教育終了後の年長児童には進学を目指す者や、就職を目指す者がおり、各児童の進路に応じたプログラムを提供し、積極的な支援を進める。

## 6. 安定した生活を送るための支援について

全ての入所児童が安定した生活を営むための環境を整えることは重要課題である。被虐待児童や厳しい養育環境にあった児童が増加していることから、安定した対人関係を築き維持していくよう、福祉、心理、教育、医療が連携した形で、組織としての支援に努める。

入所間もない児童に対し、自立支援担当職員と心理士が早期にインテークを実施し、本校の生活についての説明を行う。

また、性教育やいじめ等を予防するための学習を、外部講師の招聘を含めて計画的に実施する。

## 7. 意見表明の機会等の確保について

権利擁護の観点から、全ての児童を対象に毎月アンケートを実施し、アンケート結果は職員が共有する。

児童に対して苦情解決や意見・要望の方法を分かりやすく説明した上、意見箱を複数設置するなどして、意見表明の機会を保障する。

## 8. 発達障害等のある児童や性的な問題を抱えた児童への対応について

発達障害等のある児童や、性的な問題を抱えた児童が増加している。

ADHDや自閉症スペクトラム症のほか、素行障害や愛着障害（ネグレクトを含めた虐待等による）などで児童精神科の医療を必要としている児童が多くを占めており、引き続き「樹下庵診療所」において診療を行うとともに、必要に応じて町内外の医療機関との連携を図る。

性的な問題を抱えた児童に対しては、専門機関の協力も得て、適切な人間関係を築く方法、性についての正しい知識を学ぶ機会も計画的に提供する。

## 9. 心理職による面接の実施について

全入所児童に対する定期的な面接に加え、児童の特性に沿った面接を計画的に実施する。また、性加害児童については、性治療プログラムを実施する。

## 10. 作業班活動について

生活に組み込まれた作業は本校の大きな特徴であり、今後も継続する。作業班活動は作業班学習として分校の教育カリキュラムの一環として位置づけ、分校教員との協働により計画的に行っているが、計画立案においては本校職員が率先して行い、創意工夫したプログラムを提供する。

### [令和5年度作業班編制]

※編制作業中

### [各作業班の年間作業予定]

	酪農班	蔬菜班	校内管理班	山林班	園芸班
4月	電気牧柵敷設	畑の除雪・融雪 畑耕・土起こし 元肥施肥 土焼き マルチ張り ハウス設置 播種苗管理 苗のポット移植	スノーボール撤去 道路の砂利上げ グランド整備 スキーリフト撤去 温床設置	間伐作業の事後作業	花壇の除雪 融雪 ハウス・温室作り 播種 仮植 培養土作り
5月	排水溝修繕	野菜苗作り 培養土作り 播種 畝立て マルチ張り 苗の植え付け ハウス作業	木工教室で解体 製材	林地の整備 桜山整備 草刈り 植林準備 全校植林	仮植 ブランター 寄せ植え 球根植え付け ポット草抜き 培養土作り 花壇の準備
6月	牧草収穫体験（梶包）	播種 苗の定植 草取り 追肥	環境整備 木工教室で解体	林道草刈り 山菜採り	花壇の準備 定植 花の苗配布

	刈払・環境整備	水まき 草刈り			町内へのプランタ ー配布 草抜き 草刈り 太陽の丘 花の植え付け
7 月	牧草地のアザミ除 草 刈払・環境整備	畑管理 草引き 除草 野菜収穫 播種 ポット移植	環境整備	林道整備 草刈り	花壇整備 定植 草抜き 草刈り 培養土作り パンジー播種 ユリ等の支柱立て
8 月	牧草地のアザミ除 草 刈払・環境整備	除草 水まき 秋冬野菜の定植 播種 果菜類の収 穫 追肥 中耕	環境整備 暗渠パイプ施工	作業の安全講習 林道整備	慰靈祭花準備 墓参用花準備 パンジー仮植 花壇草抜き 草刈り
9 月	刈払・環境整備	収穫 苗の定植と 播種 雜草取り 追肥 中耕 作物 の片付けと整理	暗渠パイプ施工 額縁制作 味噌造り	林地整備 草刈り	花壇草抜き 草刈り シート 寒冷紗 支柱立て 種子刈り 培養土 作り 花壇整備
10 月	刈払・環境整備	野菜の収穫 落ち 葉集め 天地返し 畑の整理を片付け 堆肥施肥	額縁制作	林地整備 林道整備 神社山整備	花壇整備 パンジー 定植 ハーブ収穫 ダリヤ他掘起こし プランター回収 パ ンジー配布 ハウス内整理
11 月	電気牧柵撤去 作業班発表	豆類の収穫 落ち 葉集め 天地返し 土作り 畑の整理 野菜収穫 作業班発表	スキーリフト設置 スノーボール設置 作業班発表	神社山整備 間伐作業 作業班発表	ハウス解体 腐葉土造り 土焼き 土起こし 作業班発表
12 月	牛舎作業 製酪製造体験 除雪	保存野菜収穫 根菜類等雪中保存 豆類の殻外し土作	クリスマスリース 制作 額縁制作	間伐作業	腐葉土造り 土焼き 土起こし 除雪
1 月	牛舎作業 製酪製造体験 除雪	除雪 スキーゲレ ンデ整備	除雪 スキー場整備	間伐作業	土焼き 園芸倉庫 周り除雪 プレート造り
2 月	牛舎作業 製酪製造体験 除雪	除雪 スキー関連 補助作業	除雪 木工教室で 解体作業	間伐作業	土焼 播種 園芸倉庫周り除雪 梨の木剪定

3 月	牛舎作業 製酪製造体験 除雪	播種 育苗と管理 融雪 土焼き ハウス設営準備	除雪 木工教室で 解体作業	間伐作業	土焼き 播種 ハウス建て
--------	----------------------	-------------------------------	------------------	------	--------------------

## 11. 山林事業について

### [令和5年度補助金事業見込み]

事業費	6,136,000円	補助金	5,725,000円
(うち自己資金	411,000円)	材売り上げ	4,900,000円
支出計	6,547,000円	収入計	10,625,000円
総収支	4,078,000円の収益		

## 12. 酪農事業について

### (1) バター・チーズの製造・販売

チーズ・バターの市販については、引き続き年間を通した安定生産に取り組むとともに、ネット直販のほか、遠軽町ふるさと納税返礼品、遠軽道の駅、女満別道の駅、イオン北見店等における店頭販売の拡充を図る。

令和5年度乳製品製造予定計画

	製造回数			1月当たり製品量			生乳利用量 (kg)
	バター	ラクレット	その他チーズ	バター (本)	ラクレット (100g)	その他チーズ (100g)	
4月	2	2	1	60	400	60	580
5月	2	2	1	60	400	60	580
6月	2	2	1	60	400	60	580
7月	3	3	2	90	600	120	900
8月	3	3	2	90	600	120	900
9月	2	2	1	60	400	60	580
10月	3	3	2	90	600	120	900
11月	3	3	2	90	600	120	900
12月	3	3	2	90	600	120	900
1月	2	2	1	60	400	60	580
2月	2	2	1	60	400	60	580
3月	2	2	1	60	400	60	580
合計	29	29	17	870	5,800	1020	8,560
			卸単価	600	500	500	80
			売価計	522,000	2,900,000	510,000	原料乳代
			計	3,932,000			684,800
			差し引き(乳製品売り上げー原料乳代)				3,247,200

## (2) 老朽設備等の更新

老朽化で事業に不都合が生じているため、設備の更新・整備・修繕を行う。

- ・尿処理設備(尿溜めのポンプ等)の補修
- ・バルククーラー修繕

## 13. 診療所事業について

公益を目的とする事業として令和元年度から診療所事業に取り組んでいる。開設後、5年目を迎える「樹下庵診療所」は、発達障害や愛着障害などを持つ家庭学校在籍児童の診療に加え、オホーツク圏唯一の児童精神科専門クリニックとしての一般外来診療を行っている。前者についてはトラウマを抱えた児童への対応を充実させ、後者については特に発達障害を持つ新規患者ができるだけ早く受診できるようにすることで、それぞれのニーズに応えることを目指す。

週2日の診察日において、毎週家庭学校在籍児童8名、外来最大32名（新患含む）の診療を見込んでいる。

### [診療所の概要]

- ・診療科目 児童精神科、心療内科
- ・診療日 毎週月曜日・火曜日
- ・診療場所 樹下庵内に診療室設置

## 14. 行事について

四季折々の行事は、生活に潤いを与え、児童に達成感・忍耐力・自信などを体得させる機会となり、また外部の人たちとのコミュニケーションは、人への信頼を育む機会となるので積極的に活用する。

### [主な年間行事]

5月	校長杯球技大会 潮干狩り 花見の会 マラソン大会
6月	運動会
7月	相撲大会 釣り遠足 済美館(白滝)の環境整備
8月	慰靈祭 夏季一時帰省
9月	創立記念式 マラソン大会 研修旅行
10月	園遊会
11月	作業班学習発表会
12月	木彫展 クリスマス礼拝・晚餐会 冬季一時帰省
1月	スキー学習 スキー大会
2月	スキー大会 雪像展 湧別原野クロスカントリースキー大会参加
3月	(分校 卒業証書授与式) 春季一時帰省
毎月	平和山記念碑参拝登山 誕生会 朗読会 日曜礼拝(毎週)

## 15. 自己評価の実施と第三者評価の受審について

児童自立支援施設としての運営の質の向上を図るために、「社会福祉法人北海道家

「庭学校運営規程」に基づいて自己評価を実施する。

第三者評価については3年に1度の受審となっているが、令和2年度は受審を予定していたものの、新型コロナウイルスの感染拡大の状況により途中で中断することになった。令和3年度は、受審予定日が新型コロナウイルスの感染拡大のため延期となったが、令和4年4月に実施した。(前回は、平成29年度に受審)

## 16. 自立支援共有システムの構築

職員が共有すべき情報の一部を「業務管理ページ」としてインターネット上で管理し、活用していたが、情報セキュリティを一層強化した上で、共有する内容をさらに充実させたシステムの構築を図るべく外部業者に発注を行い、令和4年11月より新たな自立支援共有システムの運用が始まった。

## 17. 創立百周年記念事業関連について

創立百周年記念事業基金を用いて次の事業を進める。

### (1) 百年史作成

編集委員会において作成作業中。

## 第2章 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）がんばうホーム

### 1. 職員の配置について

ホーム長を含め常勤3名、非常勤1名（宿直対応）の4名体制とする。

### 2. 職員の資質の向上について

職員研修規程に基づき、社会人、職業人、組織人としての総合的な資質・能力の向上を図る。全国自立援助ホーム協議会が開催する研修会等に参加して専門性の向上を図り、社会の信頼に応えうる人材の育成に努める。

### 3. 利用対象者及び定員について

義務教育終了児童で20歳未満の男子とする。ただし、学業を継続している場合は、卒業まで（上限22歳に達する日の属する年度の末日まで）とする。

### 4. 事業の内容

事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者に対し、就労への取組姿勢や職場の対人関係等就労に関する相談に応じるなどの支援を行うとともに、職場の開拓を行い、安定した職業に就かせるための支援を行う。
- (2) 利用者が就学する場合、就学を継続し卒業できるよう支援し、資格取得等に対しても支援をする。

(3) 利用者に対し、健康管理、金銭管理、余暇活用、食事等の日常生活に関する相談・指導・支援を行うとともに、心身の状況や生活歴等の把握に努め、その人に合った適切な支援を行う。

(4) 利用者の退居に際しては、適切な支援を行うとともに、福祉サービスを行う者や職場等関係者との連携に努め、利用者であった者に対する相談を行う。

#### 5. 利用者から受領する費用について

自立生活支援に要する費用のうち、食事の提供及び居住に要する費用その他日常生活で通常必要になるもので、利用者から徴収する月額は、利用者の経済状況等に配慮し、次のとおりとする。

費用区分	徴収月額
食費・生活費	30,000 円

#### 6. 非常災害対策

非常災害に対する不断の注意と避難、救出等の必要な訓練を行う。

#### 7. 利用者の権利擁護、虐待防止等について

「自立援助ホームがんばうホーム倫理綱領」を基にし、これを日々指針として振り返り、利用者の安心で快適な暮らしの向上への支援に努める。

#### 8. 苦情への対応等について

利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応し、誠意をもって解決に努めるために苦情受付窓口となる職員や苦情解決責任者を置くとともに、苦情解決に向けて、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応となるよう職員以外の者の関与をお願いする。また、必要に応じ利用者と職員との話し合いを持ち、利用契約に反しない限り、利用者の意見や声に耳を傾けることに努める。

#### 9. 関係機関等との連携

職場開拓や緊急時対応も含め、利用者の状況に応じた適切な支援を行うことができるよう、児童相談所、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所、就労先、学校、警察、医療機関その他の関係機関と連携して支援体制の確保に努める。

#### 10. 中・長期的な展開に向けて

受入れる児童に適した就労先を広げるため、地域の事業所や作業所等に理解・協力を得られるよう働き掛ける。また、高等学校就学を希望する児童や高等学校卒業取得等の資格取得を目指す児童に応じて支援の幅を広げていく。

退居児童が増えるに従って退居者への支援体制を充実させる。

#### 11. 自己評価の実施

児童自立生活援助施設としての運営の質の向上を図るために、「社会福祉法人北海道

「家庭学校運営規程」に基づいて自己評価を実施する。

## 1.2. 秘密保持について

個人情報の取り扱いは、「社会福祉法人北海道家庭学校個人情報保護規程」に定めるところによる。

